那須岳地区

備考：　は数値空中写真（正射画像）の撮影範囲を示す

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第７１号
山形県酒田市亀ケ崎７丁目４番29号　エーデル亀ケ崎Ａ号
債務者　遠藤清代美
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　正寿
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第８１号
新潟県十日町市巳甲49番地１
債務者　庭野　康成
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　奈奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月21日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１７０号
新潟県十日町市美雪町２丁目13番地、申立時の住所新潟県十日町市新座甲598番地７
債務者　櫻井　康雄
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　奈奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月21日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１９９号
新潟県見附市今町１丁目15番18号
債務者　清水　郁夫
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小村　　隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月21日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１２８９号
大阪府東大阪市西石切町１丁目６番13―404号、住民票上の住所大阪府東大阪市喜里川町７番20号　ファミリーハイツ喜里川103号
債務者　濱田　圭司
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨田　典良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０８０号
大阪市浪速区下寺３丁目19番７―610号
債務者　ユーティリティレップこと　藤田　伸朗
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　　憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４号
高知市高須３丁目15番３号　ビーンズフラット102
債務者　濱田　政彦
1　決定年月日時　平成26年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　　努
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月14日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２６号
熊本市西区蓮台寺３丁目７番22号　高野コーポ101、前住所熊本市中央区帯山６丁目３番３号　内山荘103
債務者　田上ハルヨ
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　益田　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月８日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係